

●香川県告示第10号

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に基づく申告、申請、請求その他の書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、個人の県民税、自動車税の環境性能割、証紙徴収の方法によって徴収する自動車税の種別割及び狩猟税並びに当分の間県が賦課徴収する軽自動車税の環境性能割を除き、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

令和6年1月19日

香川県知事 池 田 豊 人

指 定 地 域
富山県、石川県